

ID: 214

担当部署: 上下水道課

処分の概要	指定工事業者の指定
例規名 根拠条項	聖籠町指定給水装置工事事業者規程 第4条第1項
例規番号	平成10年 水道管理規程第3号

【根拠条文】

(指定の申請)

第四条 給水条例第七条第一項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

2 指定工事業者として指定を受けようとする者は、施行規則に定められた様式第一による申請書に次の各号に掲げる事項を記載し、町長に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者及び役員の氏名
- 二 給水条例第二条に定める給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所(以下「事業所」という。)の名称及び所在地並びに第十二条第一項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号

三 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数

四 事業の範囲

3 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。

- 一 次条第一項第三号のイからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
- 二 法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつてはその住民票の写し又は外国人登録証明書の写し

4 前項第一号に規定する書類は、施行規則に定められた様式第二によるものとする。

【基準】

第5条の規定による。

(指定の基準)

第五条 町長は、前条第一項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

- 一 事業者ごとに第十二条第一項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- 二 次に定める機械器具を有する者であること。
 - イ 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - ロ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ハ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - ニ 水圧テストポンプ
- 三 次のいずれにも該当しない者であること。
 - イ 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの
 - ロ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - ハ 第八条第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
 - ニ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ホ 法人であつて、その役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者があるもの

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日